

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

年の中途で廃業した場合の資産の償却

Q: 私は、個人として事業を営んできましたが、今年の5月に個人事業を廃業して法人成りしました。

ところで、平成9年分の所得税の確定申告にあたり、今年の3月に購入した機械について、いわゆる2分の1簡便償却による減価償却費の計上が認められるのでしょうか。

A: 年の中途で廃業した場合には、認められません。

【解説】

2分の1簡便償却は、減価償却資産（機械及び装置、車両及び運搬具、工具、器具及び備品又は工業所有権に限ります）を年の中途において不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務の用に供した場合に適用されますが、年の中途において、上記の業務の用以外の用に供された場合には適用がありません。

つまり、年の中途でその資産を業務の用に供したとしても、同年中にその資産を譲渡したり、家事用に使用したり又は業務そのものを廃業した場合（死亡又は出国の場合を除きます）には、2分の1簡便償却はできないこととなります。

ご質問の場合は、機械を業務の用に供した日から廃業の日までの月数により、1年分の減価償却費を月数あん分して求めることになります。

